

陳 情 一 覧 表

陳情 番号	受理 年月日	件 名	提出者	要旨	送 付 委員会
14	令和8 年7月 27日	滋賀県CO ₂ ネット ゼロ推進 課による 行政手続 の不当な 遅延およ び説明責 任の欠如 に関する 陳情につ いて		【陳情の趣旨】 滋賀県CO₂ネットゼロ推進課が、国の補助事業「省エネお助け隊（地域エネルギー利用最適化事業）」における自治体連携承諾手続において、申請受理から15日以上にわたり何らの回答も行わず、遅延の理由を明示しないまま事務を停滞させた行為は、行政手続法の趣旨に反する不当な取り扱いである疑いが強い。滋賀県議会が実態を調査し、適切な是正措置を講じることを求める。 【陳情の理由】 1 事案の概要 一般社団法人エナジーセーブデザイン協会（以下「当協会」）は、令和8年3月17日、国（環境共創イニシアチブ・S I I）が実施する「令和7年度補正 地域エネルギー利用最適化事業（省エネお助け隊）」の自治体連携承諾依頼書を滋賀県CO₂ネットゼロ推進課に提出した。受理から15日以上経過してもなお一切の回答がなく、当協会が担当課長へ計4回連絡を試みたが、課長は在席中であるにもかかわらず電話に応じず部下に一任し続けた。令和8年4月2日に書面で抗議したところ、同日夜に組織の代表アドレスから「これまでの貴殿とのやり取りを踏まえ、慎重に精査しているところです」との数行の返信が届いたのみであった。 2 隣県との著しい格差 本事業は国が定める統一的な公募要領に基づき、自治体に求められる連携承諾の要件は全国一律である。当協会が同時期に申請した京都府においては申請からわずか4日で交付決定が完了している。同一制度、同一要件のもとで滋賀県のみが15日以上を要する合理的理由は見当たらず、意図的な引き延ばしである疑いを払拭できない。この格差は4月末締切の補助金申請を目指す県内中小企業の機会を直接的に奪うものである。 3 「精査」の文言が示す行政中立性への疑義 返信にある「これまでのやり取りを踏まえ」との表現は、承諾判断の基準として客観的な要件適合性ではなく、過去の経緯や担当者の心証が考慮されていることを示唆する。行政判断は法令上の要件に基づき公正に行われなければならない、特定申請者との個人的な経緯を理由として不利益な取り扱いをすることは行政手続法が求める公正、誠実な行政執行の原則に反する。当協会は過去に滋賀県補助事業のCO₂削減実績について情報公開請求、審査請求を行っており、その正当な監視活動への報復的対応と見られても仕方のない状況である。 4 「もの言う者」への萎縮効果と民主主義の根幹への影響 行政が期限切れを意図的に待つことで「検討中に時間切れとなった」との言い訳のもと、手を汚すことなく民間団体の活動を合法的に潰すことが可能となる。このような前例を放置すれば、「声を上げれば不利益を受ける」というメッセージが県内事業者、民間団体に広がり、正当な情報公開や行政監視の機能が萎縮する。これは民主主義の根幹を損なう看過できない事態である。 【陳情事項】 以上の理由により、下記3点について適切な措置を講じることを陳情する。 (1) 滋賀県CO₂ネットゼロ推進課による本件連携承諾手続の遅延について、その経緯、理由、法的根拠を調査し、県当局に説明を求めること。 (2) 行政手続における公正、中立の原則が遵守されているかを検証し、不当な差別的取り扱いが認められる場合には是正を勧告すること。 (3) 正当な行政監視活動を行った民間団体が後続の行政手続において不利益を受けることのないよう、再発防止策を講じることを県当局に求めること。	総務・ 企画・ 公室常 任委員 会

陳 情 一 覧 表

陳情 番号	受理 年月日	件 名	提出者	要旨	送 付 委員会
15	令和8 年7月 27日	滋賀県庁 舎等にお ける録音 禁止運用 の制度的 欠陥およ び行政ガ バナンス 不在に関 する陳情 について		【陳情の趣旨】 滋賀県庁舎内における面談等に関し、録音の可否を施設管理者の裁量のみ委ね、かつその判断基準を明示しない現行運用は、行政手続の透明性および説明責任を著しく欠くものである。制度の所管部門である総務部門が、自ら監視責任を否定する姿勢を示していることは、実質的なガバナンス不在の状態を生じさせている。滋賀県議会が実態を調査の上、制度改善措置を講じることを求める。 【陳情の理由】 1. 制度の構造と責任主体の不明確性 現行運用においては、録音の可否の判断基準が明示されず、制度所管部門（総務課）が「制度は存在するが監視は不要」との姿勢を示している。これにより、判断主体と責任主体が分離し、制度としての統制が機能していない状態となっている。 2. 検証不能性という制度的欠陥 録音が認められない場合、面談内容について客観的な証拠が残らず、第三者による事後検証が不可能となる。この結果、行政対応の適否を問うこと自体が困難となり、制度として不適切な運用の有無を判定できない構造が内包されている。 3. 裁量の集中と制度的バランスの欠如 「面談の場の管理」と「記録の可否の判断」という二つの権限が同一主体（施設管理者）に集中し、客観的記録の有無が一方的に決定される構造となっている。たとえ個々の判断が善意に基づくものであっても、外形的には恣意的運用と区別することができず、県民の信頼を損なう。 4. 制度設計主体によるガバナンス不在 制度を所管する総務部門は、自らが設計した立場にありながら、運用監視責任を否定し現場判断に委ねている。さらに、県民からの意見については「受け取る」としながらも、その内容がいつ、いかなる場で検討されるか一切明らかにされておらず、意思決定プロセスが完全に非公開となっている。制度設計主体が監督責任を負わず、かつ意思決定過程も開示しない場合、行政統治として看過できない重大な欠陥を有する。 5. 行政と県民の関係性への影響 記録手段が制限され、その可否が一方的に決定される状況は、行政と県民との間に著しい情報の非対称性を生じさせる。県民は行政のどの主体の判断を信頼すべきか判断できず、行政に対する信頼の基盤そのものが揺らぐ。 【陳情事項】 ・ 滋賀県庁舎内における録音禁止運用について、その法的根拠、運用実態および責任主体を明確化し、県議会での検証を行うこと。 ・ 録音の可否に係る判断基準および判断手続を明文化し、公表すること。 ・ 録音または公的議事録の作成等により、第三者による事後検証が可能な仕組みを制度として確立すること。 ・ 制度の運用について継続的に監督、検証を行う体制を整備し、再発防止を図ること。	総務・ 企画・ 公室常 任委員 会